

令和6年度高齢者活躍人材確保育成事業  
技能講習運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度高齢者活躍人材確保育成事業 技能講習運営業務

2 業務の目的

シルバー人材センター（以下「センター」という。）の新規会員の確保、既存会員の職種の転換、及び未就業会員の就業の促進のため、高齢者が興味を示し自信をもって就業できるよう、必要な技能講習を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで、ただし、各講習会は4の(1)の①から⑧までに記載する開催時期に実施すること。

4 委託業務内容

(1) 講習会内容

講習会対象者（全講習共通）

- ・現にセンター会員でない高齢者（令和7年3月31日時点で満60歳以上の方）
- ・職種転換を希望するセンター会員
- ・昨年度1年間就業していないセンター会員

① 高齢者家事サポーター講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

A 基本講習：年4回（うきは市6月（定員10名）、志免町6月（定員10名）、みやこ町7月（定員15名）、柳川市11月（定員15名））開催

- ・各会場とも定員10名または15名の受講
- ・時間 [1日5時間（10：00～16：00）×2日間]

B 福祉サポートスタッフ：年1回（久留米市10月）開催

- ・定員10名の受講
- ・時間 [1日5時間（10：00～16：00）×2日間]

C 高齢者家事サポーター（調理）：年2回（みやま市7月、大木町12月）開催

- ・各会場とも定員10名の受講
- ・時間 [1日5時間（10：00～16：00）×1日間]

イ 内容（企画提案）

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

A 基本講習：家事援助、介護サービスの基本（高齢者の尊厳と自立、心身の基本的理解、認知症の理解、生活支援技術、リスクマネジメント、コミュニケーション技術等）や心構えなどについて学ぶ

B 福祉サポートスタッフ：高齢者施設でのサービス（家事援助を含む）の基本や心構え、車いすの使用方法等についても学ぶ

C 高齢者家事サポーター（調理）：家事援助の基本及び特に調理サービスについて学ぶ

ウ 目標、ねらい

- ・高齢者家事サポーター講習を受講することにより家事援助サービスや高齢者施設でのサポートスタッフ等としての基本的な知識やスキルの修得を図るとともに、取得した技能を活用しセンターでの就業を目指す。

エ 委託上限金額

1,384,000 円（消費税別途）

② 刈払機講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

- ・年 6 回（飯塚市 7 月、北九州市 10 月、那珂川市 10 月、行橋市 10 月、久留米市 12 月、糸島市 12 月）開催
- ・各会場とも定員 15 名の受講
- ・時間 [1 日目 5 時間（10：00～16：00）、2 日目 4 時間（10：00～15：00）]

イ 内容（企画提案）

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

- ・刈払機を安全に取り扱うための知識と操作方法
- ・刈払機取扱作業安全衛生教育修了証の発行

ウ 目標、ねらい

- ・刈払機講習を受講することにより刈払機に係る基本的スキルの修得を図るとともに、取得した技能を活用しセンターでの就業を目指す。

エ 委託上限金額

1,045,000 円（消費税別途）

③ 剪定・チェーンソー講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

- ・年 5 回（久留米市 6 月、春日市 10 月、中間市 11 月、苅田町 11 月、福津市 12 月）開催
- ・各会場とも定員 15 名の受講
- ・時間 [1 日 5 時間（10：00～16：00）×3 日間]

イ 内容（企画提案）

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

- ・整枝剪定の方法
- ・庭園樹の剪定、樹木の管理、肥料の与え方等の実習
- ・剪定用具やチェーンソーを安全に操作するための知識

ウ 目標、ねらい

- ・剪定・チェーンソー講習を受講することにより剪定・チェーンソーに係る基本的スキルの修得を図るとともに、取得した技能を活用しセンターでの就業を目指す。

エ 委託上限金額

1,855,000 円（消費税別途）

④ チェーンソー特別教育講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

- ・年2回（岡垣町10月、久留米市令和7年1月）開催
- ・各会場とも定員15名の受講
- ・時間 [1日6時間（9：30～16：30）×3日間]

イ 内容（企画提案）

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

- ・伐木等作業に関する知識及び方法
- ・チェーンソーに関する知識、操作、点検及び整備
- ・振動障害及びその予防に関する知識
- ・関係法令
- ・チェーンソー特別教育修了証の発行

ウ 目標、ねらい

- ・チェーンソー特別教育講習を受講することにより、チェーンソーに係る基本的スキルや安全な取扱い方の修得を図るとともに、取得した技能を活用しセンターでの就業を目指す。

エ 委託上限金額

904,000 円（消費税別途）

⑤ 調理補助講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

A 基本講習：年4回（久留米市7月、北九州市7月、福岡市8月及び12月）開催

- ・各会場とも定員10名の受講
- ・時間 [1日5時間（10：00～16：00）×2日間]

B 高齢者家事サポーター（調理）：年2回（みやま市7月、大木町12月）開催

- ・各会場とも定員10名の受講
- ・時間 [1日5時間（10：00～16：00）×1日間]

イ 内容（企画提案）

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

- ・食品衛生法や食中毒の予防知識
- ・食材管理の基礎知識、調理の基本
- ・冷蔵庫、冷凍庫の管理
- ・栄養素の種類、年齢に沿った食事の提供
- ・生活習慣病に配慮した食事の考え方
- ・鮮魚、食肉の加工等を座学及び実習により具体的に学ぶ

ウ 目標、ねらい

- ・調理補助講習を受講することにより、給食施設等での調理補助や家事援助での調理サービスに係る基本的スキルの修得を図るとともに、取得した技能を活用

しセンターでの就業を目指す。

エ 委託上限金額

1,211,000 円（消費税別途）

⑥ ハウスクリーニング講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

- ・年4回（築上町6月、大野城市7月、うきは市9月、筑後市10月）開催
- ・各会場とも定員15名の受講
- ・時間 [1日5時間（10：00～16：00）×2日間]

イ 内容（企画提案）

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

- ・基本的な作業項目である使用洗剤の知識
- ・効率的な作業方法
- ・作業の安全等、具体的な実習を通じた技能の習得

ウ 目標、ねらい

- ・ハウスクリーニング講習を受講することによりハウスクリーニングに係る基本的スキルの修得を図るとともに、取得した技能を活用しセンターでの就業を目指す。

エ 委託上限金額

929,000 円（消費税別途）

⑦ マンション管理講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

- ・年2回（福岡市9月、大野城市11月）開催
- ・各会場とも定員15名の受講
- ・時間 [1日5時間（10：00～16：00）×2日間]

イ 内容（企画提案）

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

- ・マンションやその他の共同住宅の構造、建物、設備の維持管理
- ・マンションに関する関連法規、個人情報保護
- ・共用部分の日常清掃、作業報告等

ウ 目標、ねらい

- ・マンション管理講習を受講することによりマンション管理に係る基本的スキルの修得を図るとともに、取得した技能を活用しセンターでの就業を目指す。

エ 委託上限金額

436,000 円（消費税別途）

⑧ 福祉車両送迎運転者講習

ア 開催回数（場所・時期）、受講者数、時間

- ・年1回（大木町11月）開催
- ・定員10名の受講

- ・時間 [1日5時間(10:00~16:00)×2日間]

#### イ 内容(企画提案)

講習会内容は、以下の内容を含んだものを企画すること。

- ・移動サービス概論・法令等、リスク対応
- ・移動サービスの運転に必要な知識と心構え
- ・移動サービスで使用する車両(セダンを含む)
- ・登録や許可を要しない運送の形態
- ・障害者の知識及び利用者の理解
- ・接遇技術及び介護技術(演習を含む)
- ・福祉車両の運転方法等関係演習(セダン等乗降介助含む)

#### ウ 目標、ねらい

- ・介護施設などの送迎運転者としての仕事に就くために必要な利用者の理解や接遇、福祉車両運転実技、車いす乗降実技など定められた科目について講義と実技を通じて学び、取得したスキルを活用してセンターでの就業を目指す。

#### エ 委託上限金額

200,000円(消費税別途)

#### (2) 受託者が行う業務(全講習共通)

- ・講師の手配及び講師謝金、旅費の支払、並びに講習当日の運営

#### (3) 委託者が行う業務(全講習共通)

- ・募集チラシの作成、配付
- ・受付、アンケート配付及び回収
- ・講習会場の手配(使用料の支払を含む)
- ・会場設営及び撤収

#### (4) 委託金額に含まない費用

- ・教材(テキスト)費  
※委託金額には含まないが、選考の際の審査の対象とする。
- ・会場費  
※会場については、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会において確保する。

#### 5 その他

- ・本仕様書に明示されていない事項であっても業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。
- ・受託者は本業務で知り得た秘密の第三者への漏洩、資料及びデータの紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・天候等状況により、実施時期の変更等を行うことがある。